

立高生活の指針

高校生活3年間は、一人一人の将来にとって大きな意義をもつ時期です。自己の成長と充実をめざす自覚ある生活を送ることが望まれます。

高校生活では、一生を通じて自ら学び続けていくための基礎的な力を身に付けることが中心になります。学校における教科の学習、ホームルーム、生徒会活動や行事への参加はもとより、校外においても自ら学習の場を見出すように努め、健康な生活を築くことに意欲的にとりくみたいものです。

学校での学習は、計画的・組織的に編成されており、先生の指導のもとに集団の中で学ぶことに特長があります。先生と生徒の信頼関係は学校生活の目標に向って、各々の立場で真剣に努力していく中で行われます。

学習が個々人の努力に基礎をおくものであることはいうまでもありませんが、個人的勉学のみでは限界があります。学習の成果は学校生活の中で相互に啓発しあうことによって深まっていくものです。生徒諸君の毎日の精励努力に期待します。

自律的生活

高校生活では各教科の学習が深まり、また自主的な活動の分野も広くなります。忙しさを回避して活動分野を縮小したり、また広げすぎて、自分の生活の基調を見失うことは望ましくありません。自分の条件に合った実行できる生活設計を持ち、時間を計画的に大切に使うことが肝要です。

他から指摘されたり規制されたりしなくても、自分の言動に責任をもてる自律性の確立は個人生活にとっても集団生活にとっても基礎となります。各個人の自律的生活が崩れた場合には、集団生活はお互いに高めあう契機にはなりません。自律的生活を基盤とした学校生活全体の向上があつてはじめて個人の高校生活も充実するのです。

学友間の協力

高校時代の学友は、一生を通じてかけがえのないものになるに違いありません。

学友としての関係は、互いに協力を惜しまず、共に向上をはかるといふことがその基本です。それは、学友として共通の目的と、学校生活を共にすることによって育まれる友情とを基礎に成り立つものです。立高生活においては、それぞれが自分の殻に閉じこもることなく、協力して学習を進め、ホームルーム、生徒会などの活動にも積極的に参加し、共同の体験を通して学友との親睦を深めることが大切です。

自分と他人の違いのみを強調するのではなく、世代を同じくする者の共通の問題を心を開いて語り合い、

共通の立場を見出し出していく誠実な努力によって、はじめに互いに尊重しあい励ましあつていくことのできる友人が得られるのです。このことは同性であるとは異性であるかを問わず、基本的に変わりありません。

公共施設・公共物の利用

学校の諸施設・公共物は全生徒が共同で利用します。その利用に際しては自分だけではなく他の人々の利用に支障がないよう配慮することが必要です。とくに、使用後の後始末と、常に使用責任者を明らかにしておくことが大切です。

学校生活の発展には、施設や公共物の充実も大切な要求です。まず現在の施設や公共物を大切に扱い、常に整備して、その活用を計り、その上で施設の一層の充実に努めることが肝要です。特に、本校には定時制があり、午後5時以降は定時制の専用となる施設もあります。施設や公共物の利用に際しては、この点も常に注意して定時制に迷惑をかけないようにしたいものです。

服 装

学校生活において、服装をはじめ身だしなみに留意することは集団生活に参加する個々人の心がけとして大切なことです。

服装については清潔なこと、品位を失わないことなどは、どのような場合でもその基本的条件であり、学校生活では、さらにその目的からみて適切な服装を選ぶことが必要です。質素で丈夫なもの、経済的にも大きい負担とならないものを基準として、過度に服装に気を使い、関心の対象が表面的なものに流れず

うことのないよう互いに協力しましょう。華美を競い合うような雰囲気をつくることは厳に慎まねばなりません。

校内外一般規則

- 1 開門は7時30分とし、17時20分（活動終了は17時）までに下校すること。土・日曜・祭日は原則として校内に立ち入らないこと。
- 2 登校以後、放課後までは原則として外出はしないこと。
- 3 所定の清掃を行い整頓美化につとめること。
- 4 校舎校具などを破損紛失したり、汚した時は、学級担任または顧問に申し出て指示を受けること。
- 5 定められた場所以外の教室、特別教室等を使用する時は、その教室の学級担任、または教科担任に申し出ること。
- 6 火気（たき火等）を使用しないこと。
- 7 サンダル・ぞうりでの通学はしないこと。
- 8 自動車・オートバイ等での通学はしないこと。
- 9 病気や怪我の時は係教師に申し出て、指導を受け、学級担任に報告すること。
- 10 拾得物、遺失物はすみやかに係教師に届け出ること。なお所持品には名前を書くこと。
- 11 貴重品は常に身につけておくこと、やむを得ない時はロッカーの中に保管すること。
- 12 校内において外部の政治的団体、宗教的団体、営利的団体の宣伝広告活動をしてはならない。但し
- 13 校内において販売活動をしてはならない。但し諸行事の際必要ある販売については別に定める。
- 14 旅行する場合は、行先、期間、同行者、目的、宿泊地等を事前に学級担任に届け出ること。
- 15 アルバイトをする場合は、事前に学級担任と保護者に相談すること。

自転車通学の心得

- 1 自転車で通学する必要がある生徒は、氏名を明記し、生徒部で定める学年別のステッカーを所定の位置に貼付する。
- 2 自転車は校内の指定された自転車置き場（駐輪場）に行儀良く置くこと。
- 3 学校が必要と判断した場合、自転車通学を禁止または制限することがある。
- 4 自転車は、整備され安全なものでなければならぬ。

自治活動規定

前文 我々は高校生活において豊かな人間性の育成を旨としさまざまな文化を学び、さらにいろいろな問題に取り組んでいかなければならない。こうした機会は、一人一人が参加している生徒会活動の中にきわめて多い。互いに話し合い、協力して、忍耐強く努力を積み重ねていくことを通してこそ共通の理解が生まれ豊かな人間性が培われていくのである。いいかえれば、生徒会活動に積極的に参加していく態度が自己の主体性を高める基礎となるということである。ここに我々は、生徒会諸活動を通して、相互に向上が図られるよう以下の自治活動規定を定める。

△部、同好会活動規定

〔第1項〕部は、部改廃設立委員会で認められたものに限る。活動にあたっては顧問を必要とする。

〔第2項〕同好会を結成したい時は、監査委員会にその旨を届け出ること。活動にあたっては、

顧問を必要とする。

〔第3項〕部、同好会の行う署名、刊行等は、顧問の指導を必要とする。集会（含展示会）、ピラ、掲示については別に定める。

〔第4項〕部、同好会の活動指導のためのOB以外の者の来校を依頼する時には、あらかじめ学校に届け出て、その承認を得ること。

△部室使用規定

〔第1項〕各部の部室は部改廃設立委員会で割り当てる。部室の使用は、部室借用願を学校に提出することにより、学校運営に支障のない範囲で許可される。期間はその年度の4月1日、3月31日までの1ヶ年とする。

〔第2項〕部室の入口には部名を明示する札をかける。

〔第3項〕部室内においては火気の使用を禁止する。電灯は、既設のもののみを使用し、仮配線または、電気器具等による増灯は原則として禁止する。但し、部活動に必要なときは顧問の指導を得て許可願を学校に提出しなればならない。また、部室の施錠は必ず行い、下校時には部室内の戸締まりを確認し、部室の鍵は職員室の所定の場所に返却すること。

なお、鍵の複製や不正な使用をしないこと。

〔第4項〕各部、同好会はその部室内の掃除を行い、常に清潔を保つこと。また、部室内の壁等への落書きなど、清潔を損なう行為は禁止する。なお、部室棟廊下及び部室棟周辺の

清掃は、監査委員会が作成する清掃当番表に基づき部室アパートを使用している団体が行うものとする。

〔第5項〕各部は前記の諸条項に従って行動すること。これから逸脱する行動があった時は暫定的に監査委員会が、また緊急の場合には学校が部室使用を取り消すことがある。なおこのことに対する最終決定は部改廃設立委員会においてなされる。

△掲示配布物規定

〔第1項〕ビラ・ポスター等は、前文の精神に則り、自治活動において、自由に出すことができる。

〔第2項〕ビラ・ポスター等の作成配布にあたっては、各担当の教師に届け出て（部・同好会→顧問 HR→学級担任 学年→学年主任をそれぞれ経て）生徒部（生徒会諸機関生徒部）の指導を受けること。

なおこの場合指導においては、生徒と各担当の教師との話し合いの場が保障されることが、事前の可否の決定は、一切行われてはならない。

〔第3項〕掲示する場合には、左記の規定に従うこと。
① 所定の掲示板を使用し、やむを得ず他の場所に掲示する必要がある時は、掲示係教師の指示を得ること。

② 大きさは、原則として70×50センチメートル（模造紙半分）以下とする。

③ 期間は、原則として1週間以内とし、

期間満了の時は、掲示者が責任を持って取り除くこと。

④ 立高祭、新入生歓迎会、生徒会役員選挙の際には、別に定める。

[第4項] ビラ・ポスター等には、必ず団体責任者氏名を明記すること。

[第5項] 下記の事項については、健全なる自治活動に反するものであるから、発行当事者は、十分に注意しなければならない。

① 個人の誹謗中傷を行うもの。

② 外部の宗教的、営利的、政治的団体の一部としての活動であるもの。

△集会規定

[第1項] 集会を開く時はその主旨・日時・場所・参加人数等を関係教師に届け出て指導を受けること。

[第2項] 集会を開く時は所定の用紙に必要事項を記入して、原則として開催の1週間前に関係教師に提出すること。

[第3項] 本校生徒以外の者の参加についてはその氏名・住所・所属を明らかにして関係教師の許可を得ること。

[第4項] 集会を開く者は掲示配布物規定第5項の主旨をふまえること。

△対外活動規定

[第1項] 部・同好会・委員会がその活動として対外交渉を行う時には顧問または生徒部の許可を得ること。

[第2項] 部・同好会・委員会がその活動として他校

に文章によって意志表示を行う時には、その団体の代表者と顧問または係教師との連名で、先方のクラブ及び顧問宛に行うこと。
[第3項] 校外における部・同好会・委員会の活動は、顧問または、その承認を得た責任者がついでいることを必要とする。

△補 則

以上の規定の運用上に何か問題がおきた場合は、担当教師、執行委員会と問題の当事者となった生徒とで協議し、解決する。なおこの協議会の発議権はこれらのいずれにもある。

立高SNSルール

確実に順守せねばならない規則

1. 掲載の許可を得ていない他者が一人でも写っている写真、動画のSNSへの掲載禁止
2. 他者のアカウントのなりすましを行い本人の評価を下げたり、個人を特定できる投稿の禁止
3. 他者を貶めるような発言、画像を不特定多数への拡散可能な環境への掲載禁止
守るべきモラル

前述の規則は法に抵触する恐れのある最重要規則となりませんが、日々の生活でSNSに関するトラブルもアンケートの結果かなりの人数が多数感じていることが判明しています。問題削減のために守るべきモラルを提案します。

1. 委員会、部活などでの重要事項を前日SNSだけで伝えたり、深夜に連絡するのはやめましょう
→知らなかった、聞いていなかった、と反論されても批判することはできません。
2. 勉強時間などを削ってまでSNSや携帯ゲームに没頭する余裕はありますか？
→時間管理を助けるアプリが多数あります。
3. ソースのない情報を真実と受け取ったり、拡散したりしないようにしよう
→あなたが見ているサイトの情報は本当に正しいですか？